愛知県教育委員会公印規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会公印規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教 育 長 野 村 道 朗

説明

この案を提出するのは、事務局長の新設に伴い、新たに「事務局長印」を設ける必要があるからである。

愛知県教育委員会公印規則の一部改正の概要

1 改正の概要・理由

「愛知県教育委員会事務局組織規則」の改正により事務局長を新設することに伴い、 新たに事務局長名で文書を発出できるようにするため、「事務局長印」について規定 する。

2 改正の内容

第2条及び別表に「事務局長印」を加える。

3 施行期日

平成28年4月1日

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

温 宝

	<u> </u>	111/1		
		展		
		點		
		辫		
		総		
		一般文書用		
	账	4H	됴	
	知	茶回	局長印	
		教育	怒	
	麼	森	 	
20				
<u> </u>				
电				
		事務		
		יוועך		

別表教育長印の項の次に次の一項を加える。

三事務局長の印

一号を加える。

第二条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の

に改正する。

愛知県教育委員会公印規則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第十四号)の一部を次のよう

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会委員長 佐 藤 元 英

平成二十八年三月 Ш

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

第二条 この規則において「公印」とは、汝に掲げるものをいう。(公印の種類)

<u>三 事務局長の印</u> 一及び二 略

回 盤

五 核

坐 と

一及び二 路第二条 同上 (公印の種類) Ш

六 相 回 三 器 器 器

第三条 前条に掲げる公印の寸法、用途、ひな型及び管守者は、別表のとおりとする。

新 別表 (第3条関係) 公印の名称 (各辺の長さミリメートル) ひ な 型 用 途 管 守 者 委員会印の項及び教育長印の項 略 事務局長印 20 <u>愛 知 県</u>教育委員会 事務局長印 一般文書用 総 務 課 長 課長印の項以下 略

別表 (第3条関係)

旧